

訴 状

2008年5月16日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 在 間 秀 和

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

労働契約上の地位確認等請求事件

請 求 の 趣 旨

- 1 原告寺田智英が被告に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
 - 2 被告は、原告寺田智英に対し、金[]円と、これに対する2008年(平成20年)4月26日以降支払済みに至るまで年5%の割合による金員、並びに同年5月25日以降本判決確定に至るまで、毎月25日限り1か月金[]円の割合による金員、並びに毎年7月10日及び12月10日限り各金[]円、及び同各金員に対する各支払日の翌日以降支払済みに至るまで年5%の割合による金員を支払え。
 - 3 被告は、原告間崎由美子に対し金[]円と、これに対する2007年(平成19年)12月26日以降支払済みに至るまで年5%の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決、並びに第2, 3項につき仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

1 原告ら

(1) 原告寺田智英は、後述の経過のとおり、2007年（平成19年）12月4日付で被告から懲戒解雇処分を受けた。

(2) 原告間崎由美子は、後述の経過のとおり、2007年（平成19年）12月4日付で被告から懲戒減給処分を受けた。

2 被告

被告は、1947年（昭和22年）財団法人「大阪女子厚生学園」として設立され、1951年（昭和26年）「学校法人大阪女子学園」に組織変更された。そして、2005年（平成17年）4月1日から現在の「学校法人大阪夕陽丘学園」に改称された（甲1）。

被告の経営する学校は、大阪夕陽丘学園高校（旧「大阪女子学園高校」、以下「夕陽丘学園」という）と、大阪夕陽丘学園短期大学（旧「大阪女子学園短期大学」）がある。

2007年（平成19年）4月現在で、夕陽丘学園の生徒数は約1100名であり、教員は、専任教諭45名、専任講師19名、非常勤講師が32名であった（他に教科助手、事務職員等の職員がいる）。

第 2 原告らに対する本件各処分に至る経過

1 被告は、2007年（平成19年）12月4日付で、原告寺田に対し、「平成19年8月の書道部合宿の経費に関しPTAから8万円を詐取した、その前年以前においても同様に毎年3万円から8万円をPTAから施設費として詐取した」として「懲戒免職（解雇）」とし、原告間崎に対し、「平成19年8月の書道部合宿の経費に関し、顧問による不正なPTAへの請求に関与し、その前年度も同様に関与していた」として「減給（給与の10%減額・1ヶ月）」との処分をした。

同処分に至る経緯は以下のとおりである。

- 2 夕陽丘学園には生徒のクラブ活動のひとつとして以前から「書道部」があった。クラブ活動に当たっては、各クラブに対し、夕陽丘学園生徒会が予算申請を受け付け、生徒会費から生徒総会の議を経てクラブ費の編成・支給が行われる。また、クラブ所属の生徒からもクラブ費が支払われる。更に、同学園PTAから一部の経費についての援助もなされている。

各クラブには教員から顧問が配属されていたが、書道部については、原告寺田は1988年（昭和63年）4月に夕陽丘学園（当時は大阪女子学園高等学校）に赴任した当初から、原告間崎は2006年（平成18年）4月以降、それぞれ書道部の顧問に就任していた。またその顧問の中から合宿会計担当者が決められており、合宿費の収支の管理を行っていた。原告間崎は、合宿会計だけでなく、クラブ費を全面的に管理していた。

- 3 本件に関連する時期である1996年（平成8年）4月以降の書道部の顧問と合宿会計担当者は以下のとおりであった。

(年度)	(顧問)	(合宿会計)
1997 (H9)	原告寺田・ [] A・ [] B	[] A
~		
1999 (H11)		
2000 (H12)	原告寺田・ [] B	[] B
~		
2005 (H17)		

) 2006 (H18	}	原告寺田・原告間崎	原告間崎
~			
) 2007 (H19			

4 書道部においては、生徒が夏期休暇の時期に3泊4日で学外の施設で毎年合宿が開催されてきた。このクラブ合宿は、学園祭や展覧会などに出品する作品制作を集中的に錬成するために開催されていた。

この合宿に要する費用は、生徒の宿泊費実費は各参加生徒から徴収し、参加する顧問の教員の宿泊費実費は被告が負担し、別途最終日の昼食代のみクラブ費から出捐されていた。

上記の合宿における宿泊費のように顧問の教員のクラブ活動に要する実費は被告から支給されることになっていたが、日常的な様々なクラブ活動に要する費用（書道部の場合では、例えば用具用材の購入等）は慢性的に不足する状態であった。しかしそれらを生徒負担にするとすれば、クラブに参加する生徒が減りクラブ存亡の危機に関わることにもなることから、事実上はクラブ顧問の教員が自己負担せざるを得ない状況にあった。

5 1996年（平成8年）度の書道部の合宿は大阪府池田市所在の宿泊施設「不死王閣」で行われたが、翌1997年（平成9年）度は、B教諭の紹介により同教諭の友人が経営する貝塚市所在の「奥水間温泉」に変更された。この奥水間温泉の宿泊施設は、前年の不死王閣と比べ施設の質が良かったが、宿泊費や交通費などの経費は増えることになった。

そこで、参加生徒からの徴収金の負担を増やさないようにするために、A教諭の発案で、クラブ顧問の教員の間で次のような相談がなされた。即ち、「施設使用料」という項目であれば、PTAからの経費援助がなされることをA教諭が知っており、宿泊施設から「広間使用代」の領収証が発行されれば合宿費用の不足分をカバーできるのではないかと、この話となった。そこでB教諭が、その知己である宿泊施設の経営者にそうした領収証の発行が可能か否かを打診したところ、可能とのことであつ

た。そこで、合宿費用の不足分について「広間使用料」として同経営者から領収証を発行してもらい、その合宿終了後に会計担当のA教諭がPTAに請求し、その金額の援助を受けた（その金額は現在は不明である）。

6 その後、1997年（平成9年）度～1999年（平成11年）まで書道部の合宿が同じく奥水間温泉でもたれ、合宿費用の不足金が同様の方法でカバーされた（この間の金額も不明である）。

7 2000年（平成12年）度からはA教諭が産休のため書道部の顧問を外れ、同部の顧問は原告寺田とB教諭の2名となり、合宿会計担当はB教諭となった。その際、上記の会計処理の方法はA教諭からB教諭に引き継がれた。その後、2001年（平成13年）度～2005年（平成17年）度まで、書道部の合宿は引き続いて奥水間温泉で開催され同様の状況が続いた。2000年（平成12年）度～2002年（平成14年）度までは上記の趣旨の「施設使用料」の金額は資料が存在しないため不明のままであるが、その後はPTAの資料によれば2003年（平成15年）度が3万円、2004年（平成16年）度は4万円、そして2005年（平成17年）度は4万7000円であった。

尚、正確な時期は不明であるが、こうした形でPTAから支給を受けた金額は、当初は当該合宿の不足分に限られていたが、いつの時期からはその当該合宿費用の不足分ではなく、日常のクラブ活動における費用にも充てられるようになっていった。

8 その後、2006年（平成18年）度から書道部の顧問が変更となり、それまでのB教諭の代わりに原告間崎が新たに顧問となった。そして同部の会計も原告間崎が担当することとなった。その顧問交代に際しては、原告間崎は、前会計担当のB教諭からの引き継ぎを受けておらず、それまでの書道部における合宿会計の処理について、その概略を原告寺田から説明を受け引き継いだ。そして、原告間崎が会計担当になって以降は、書道クラブの生徒からの徴収金、そしてPTAからの経費援助金も含め、原告間崎が管理するようになった。

9 この2006年（平成18年）度から書道部の合宿の場所が、それま

での奥水間温泉から以前の不死王閣に変更されることとなった。原告間崎は書道部の会計担当は初めてであり、従来から行われてきた会計処理も担当のB一人が行っていた為、請求金額も分からなかったので、「施設使用料」として1日当たり2万円の計算で計8万円の「広間使用料」の領収証を宿泊施設から発行してもらい、PTAに請求して同額の金員を受領した。

10 そして2007年（平成19年）度の書道部合宿が同様の形で、同年8月1日～4日にかけて不死王閣においてもたれた。参加者は生徒3名と顧問である原告2名の教員であった。このときの生徒からの徴収金は、1名当たり3万円、合計9万円であり、顧問の教員の宿泊費合計6万円は被告の負担であった。この年度の合宿における宿泊施設からの請求額の合計は、15万3150円であり、生徒からの徴収金を上回る金額は、とりあえず会計担当の原告間崎が立て替えて宿泊施設に支払った。このとき、同原告は、従前の会計処理の方法に従い、宿泊施設から、「施設使用料」名目の請求書を発行してもらい、同原告において8万円と記入し、後日PTAに提出して同金額の支払いを受けた。同金員は、書道部の会計に入れられ、日常のクラブ活動に必要な費用に充当された。

11 以上が2007年（平成19年）度の合宿に至るまでの事実経過である。

以上のような「施設使用料」に関する書道部の会計処理については、いずれからも問題にされることなく10年以上続けられてきた。ところが、何故か同年11月27日以降、突然原告寺田と同間崎に対し個別に被告校長が事情聴取を開始し、原告両名の書道部顧問としての上記会計処理は「業務上横領」である、と厳しく詰問するに至ったのである。

原告間崎は事情聴取に対し、自らの行った行為について認める供述を行ったが、施設使用料の請求に至る経過や詳細な事情を話す機会是与えられなかった。同原告が上記のような会計処理に関する説明を被告校長らになし得たのは、その後のことであり、同原告は、後の団体交渉の機会等において、「こうした処理が自分が顧問に就任する以前から行われてきたことで、自分は言われたとおりにしてきただけであること、PT

Aから支給された金員は全て書道部の会計に入れており，原告寺田も自分も個人的に取得した事実はない」等と弁明した。

また原告寺田も同様に，突然の聴取に記憶を辿りきれないままに，施設使用料としての請求の事実を認める供述を行った。その後同原告は，初代の会計担当であるA教諭から話を聞く等して記憶を喚起し，後の団体交渉などの場において，「合宿の場所が不死王閣から奥水間温泉に変わった時に当時の顧問のB・A各教諭と相談して始めたことであり，その用途は書道部の合宿費用の不足分や，日常のクラブ活動に要する費用の補填に当ててきたこと，生徒からの月1000円のクラブ費（2005年までは月500円）で3名の部員という状態では到底クラブは維持できず，顧問の教員が相当の個人負担をしてきた経緯があること，金員を個人的に取得した者は誰もいないこと」等を説明した。

12 ところが，被告校長はこうした原告らの説明に耳を傾けようとせず，一方的に原告両名の責任のみを追及してきたことから，2007年（平成19年）11月29日，原告両名は大阪教育合同労働組合に加入し，被告に対しその旨通告を行うと共に団体交渉を申し入れた（甲2）。

ところが被告は強引に，同年12月4日，原告寺田に対し，「平成19年8月の書道部合宿の経費に関してPTAから施設費として■■■■を詐取したこと，その以前においても同様の手法で長年にわたり毎年3万円から8万円をPTAから施設費として詐取していたこと」を理由として，被告就業規則55条1項1号及び2号に該当するとして懲戒免職（解雇）とした（甲3）。この解雇は「即時解雇」であり，解雇予告手当も支払われなかった。更に，同日付けで原告間崎に対し，「平成19年8月の書道部合宿の経費に関して顧問による不正なPTAへの請求に関与し，昨年度も同様に関与していた」ことを理由として，上記就業規則に該当するとして，減給（給与10%減額・1ヶ月）の懲戒処分とした（甲4）。

13 ところが被告は，その翌日の同月5日，原告寺田に対し「懲戒解雇を保留して自宅待機に変更する」との対応を示した。更にまた，被告教頭が同月8日（土曜日）同原告に対し架電し，「月曜日から学校に来て

成績処理をするように」との指示をしてきた。同原告は上記指示に従い自宅において生徒の成績処理を行い、校長の指示を改めて仰いで同月11日（火）～13日（木）まで出勤して成績処理の業務に携わった。また、同原告は、同年12月12日付で、夕陽丘学園「入試委員会森智委員長」（同人は教頭でもある）から同月19日に開催予定の「第5回入試委員会」に招請を受けている（甲5）。

14 以上のとおり、被告は原告寺田に対し「解雇」を通告しながら、原告に「自宅待機」を命じたり、あるいは校長・教頭らが原告に対し具体的な業務を指示するなどの対応をとったが、結局は、同月18日以降は上記12月4日付けの原告寺田に対する解雇処分を維持する旨の対応をとり続けることとなった。そこで、原告ら代理人から被告に対し、原告寺田に対する解雇処分の撤回を求めたが（甲6の1, 2）、被告はこれを拒絶した（甲7）。

第3 本件解雇の無効

1 本件各処分が有効な就業規則に基づかないものであること

前記のとおり、被告は原告ら両名に対し、「被告就業規則55条1項1号及び2号に該当する」として各処分をした。

原告らは被告の指摘する「就業規則」なるものについては、全く関知せず、本件各処分後の、2008年（平成20年）3月28日になって初めて原告間崎に手交されたものである。その「就業規則」なるものは、被告理事会で改正された事実もなく、存否自体極めて疑わしいものであり、従って労働基準法に定める従業員への周知手続もなされず、また所轄の労働基準監督署への届け出もなされていないものである。

従って、上記就業規則は無効と言わざるを得ず、本件各懲戒処分の根拠とすることはできない。

従って、本件原告らに対する各懲戒処分は無効というほかない。

2 懲戒権の濫用

(1) 仮に被告が原告らに対し何らかの懲戒処分がなし得たとしても、本件各懲戒処分は懲戒権の濫用として無効というほかない。

(2) まず原告寺田に対する懲戒解雇処分について検討する。

被告の本件解雇理由は、同原告が書道部の夏期合宿に関して、同部顧問として、P T Aから施設費として金員を詐取した、というのであるが、前記の事実経過からすれば、被告主張の事実をもって解雇理由とすることは到底なしえないことは明らかである。

前記のとおり、書道部においては、1997年(平成9年)以降、合宿に際し、「施設使用料」との領収証等を宿泊施設から発行してもらい、P T Aから同額の援助を受けてきた。確かに会計処理としては、必ずしも事実と正確に符合しない資料に基づいてP T Aからクラブ活動に対する援助のための金員の交付を受けてきたのは事実である。

しかし、それは実質上刑法上の「詐取」と評せられる事実とは言えない。P T Aとしては、厳密にその支出項目を区分して援助する場合とそうでない場合を峻別していたのではなく、クラブ活動上、何らかの施設を利用する場合は、その使用料はP T Aとして援助する、という姿勢であった。従って、書道部が合宿において費用が不足した、としてP T Aに援助を仰ぐ、ということは、その趣旨の大枠には反していない。しかも、その金員は、顧問の教員が個人的に領得した等の事実は全くなく、いずれにしても、書道部の活動のために費消されているのである。従って、被告の主張の如き狭隘な評価をした上で、「解雇」という極刑に処することは明らかに解雇権の濫用と言うほかない。

また、被告の指摘する解雇理由とされている事実は、原告寺田のみが個人的に行った行為ではなく、1997年(平成9年)度の3名の顧問の教員が相談の上で行ってきたことである。しかも書道部の合宿会計担当は同原告以外の教員であったし、また、上記の行為に及ぶに当たって原告寺田が主導的役割を果たしたわけでもない。にもかかわらず、他の2名の教員には「口頭による厳重注意」との措置がとられたのみである。

しかも、被告が指摘する金額も、1年で3～8万円、という低額の金額であり、P T Aからも同原告に対し厳しい処分を求める等の意思表示もなされていない。

このような事実が発生した原因を究明すれば、重要な事実は、夕陽丘学園のクラブ活動において十分な活動費が確保されず、その顧問の個人負担に負うところが大きいという実態を如何に改善するか、という問題に至るのである。何とか便宜的に活動費を捻出しようとしてきたクラブ顧問の教員らの責任を、「懲戒処分」とう形で一方的に追及するのは方向が異なっていると言わざるを得ない。

とりわけ、原告寺田を「懲戒解雇」という処分にすることによって問題の解決を図る、ということは明らかに解雇権の濫用と言うほかない。

(3) 次に原告間崎に対する減給処分の当否を検討する。

同原告に対し懲戒処分に処すること自体の違法・不当性は原告寺田について述べたところと同様である。

加えて原告間崎については以下の事情がある。

即ち、前記の事実経過のとおり、同原告が書道部顧問となったのは2006年（平成18年）度からである。その時期には既に何年も前から本件で問題にされている方法でPTAへの援助金の請求、そして受領行為が続けられてきた。同原告はそれまでの会計処理の方法を、言われるがままに実践したに過ぎないのである。

この点のみからしても原告間崎に対する本件処分は違法・不当と言わねばならない。

(4) 本件に関する処分が、1997年（平成9年）以降被告の指摘する行為に関わった全ての教員に対し、同様になされたのであればまだそれなりの理由もあり得るであろう。また、本件と同様かあるいは本件に類した事実が書道部以外にも十分にあり得ることも考えられる。被告がそうした問題を全て同じように問題として調査し、処置しようとしていたのであれば、まだ被告の対応も理解できる。

しかしながら、本件各処分は、明らかに均衡を失する形で、あたかも原告寺田及び原告間崎を狙い撃ちでもするかのよう処分を加えたものと言わざるを得ない。

本件処分に至る背景には、被告における複数の労働組合に係る

複雑な，教員間，そして教員と管理職との軋轢が存在しており，本件処分の客観的合理性，社会的相当性は到底肯定されるものではない。

以上のとおり，本件各処分は違法且つ不当と言わざるを得ない。

第4 原告らの賃金請求権

1 原告寺田の賃金請求権

被告における賃金は，毎月月末締めで当月25日払いである。原告寺田は，本件解雇になる前の3か月間は以下の賃金（公租公課等の控除後の手取額）の支給を受けていた（甲8）。

2007年（平成19年）9月	金	■■■■■■■■■■	円
同年	10月	金	■■■■■■■■■■
同年	11月	金	■■■■■■■■■■

以上の3か月間の平均は月額金■■■■■■■■■■円である。

原告は，2007年（平成19年）12月4日までの就労に対応する賃金（12月分の1か月分の賃金）を受領したが，その後の賃金の支払いは受けていない。

また，被告においては毎年賞与として，7月10日及び12月10日に，基本給（本俸）の各1.7か月分が支給されてきた（原告寺田の本俸は月額金■■■■万円である）。

原告が，翌2008年（平成20年）1月1日以降同年（平成20年）4月30日までの間に支給をうけるべき賃金は，■■■■■■■■■■円の4か月分，即ち■■■■■■■■■■円であり，被告は同原告に対し，少なくとも同年4月26日以降商法所定の年5%の割合による遅延損害金を支払う義務がある。そして，同年5月1日以降毎月25日限り上記平均賃金月額，及び毎年7月10日及び12月10日に上記の各賞与を支払うべき義務があり，同原告は被告に対し上記の金額の賃金請求権を有している。

2 原告間崎の賃金請求権

前述のように原告間崎に対する減給処分は違法・不当であり，同原告は被告に対し，被告から不当に減給され未だ支給を受けていない金■■■■

■■■■の賃金請求権（甲9，10）があり，被告はこれに対し賃金支給日の翌日である2007年（平成19年）12月26日以降民法所定の年5%の割合による遅延損害金を同原告に支払う義務がある。

よって，本訴に及んだ。

以上

添 付 書 類

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 甲号証写し | 各1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1通 |
| 3 | 履歴事項全部証明書 | 1通 |
| 4 | 委任状 | 2通 |

当 事 者 目 録

〒



原 告 寺 田 智 英

〒



原 告 間 崎 由 美 子

(送 達 場 所)

〒530-0047 大 阪 市 北 区 西 天 満 2 丁 目 3 番 1 9 号

神 光 ビ ル 4 階

T E L ・ 0 6 - 6 3 6 5 - 1 5 5 0

F A X ・ 0 6 - 6 3 6 5 - 1 0 2 0

原 告 両 名 訴 訟 代 理 人

弁 護 士 在 間 秀 和

〒543-0073 大 阪 市 天 王 寺 区 生 玉 寺 町 7 番 7 2 号

被 告 学 校 法 人 大 阪 夕 陽 丘 学 園

代 表 者 理 事 長

田 中 英 俊